

日本教育実践学会規約等

(2012年11月3日施行)

日本教育実践学会定款

(名称)

第1条 本学会は日本教育実践学会と称し、英語名称を The Japanese Society for Studies on Educational Practices とする。

(目的)

第2条 本学会は教育実践学に関する研究及び教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本学会は第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

- 1) 研究大会の開催
- 2) 機関誌の発行*
*会報（ニューズレター）はHPに掲載
- 3) 学会賞、優秀教員賞の表彰
- 4) その他学会の目的達成に必要な事業

(会員・会費等)

第4条 本学会の会員になるためには会員1名以上の紹介により、入会申込書を提出しなければならない。会員は退会届を提出して退会することができる。

- 2 会員は、正会員、学生会員とする。
- 3 会費は、正会員年額6,000円、学生会員年額5,000円とする。
- 4 会員は、研究大会での発表、機関誌の無料頒布、及び学会賞・優秀教員表彰の権利を有する。

(総会)

第5条 本学会の最高の意思決定機関は総会である。総会は年1回以上これを開く。

(役員)

第6条 第3条の事業を運営するために次の役員をおく。ただし、2) 3) の役員の数については、役員選挙の結果においてやむを得ない事態が生じた場合に限り、理事会の承認に基づき、最小限の増員、あるいは減員を行うことができる。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事 14名
- 4) 監事 2名

(理事)

第7条 理事の選出は会員の選挙による。

- 2 理事の選出は別に定める「役員選挙規程」による。

(理事会)

第8条 理事は理事会を構成する。理事会は本学会の運営に関する諸事項を審議し、執行する。

(会長・副会長)

第9条 理事は会長を互選する。会長は理事会を招集し、その議長となる。会長に事故あるときは副会長がこれに代わる。

- 2 会長は理事の中から会長の職務を補佐する副会長を1名選出する。
- 3 副会長の任期は会長の任期に従う。

(監事)

第10条 監事の選出は会員の選挙による。監事は会計を監査する。

(役員任期)

第11条 理事、会長、副会長、監事の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(機関誌編集委員会)

第12条 本学会は、機関誌編集委員会を設ける。機関誌編集委員会は別に定める「機関誌編集委員会規程」により組織され、機関誌の編集・発行に関わる業務を行う。

(海外特別会員)

第13条 本学会の国際交流の発展と学会活動の活性化のために、海外特別会員 (affiliate member) を置くことができる。

- 2 海外特別会員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 海外特別会員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(名誉会員)

第14条 本学会の活動に貢献した会員を顕彰するために名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は理事会の議を経て、総会で承認される。

(事務局)

第15条 本学会に事務局をおく。事務局に事務局長1名、幹事若干名をおく。いずれも理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(経費)

第16条 本学会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 本定款は、2012年11月3日に改正し、2012年11月3日より施行される。
- 2 本定款の変更は、総会の決議による。

〔備考〕 この定款は1998年5月24日に制定された後、次の日に改正された。
2000年11月23日

学会賞、優秀教員賞の表彰に関する規程

- 1 本学会は、会員の優れた研究活動と教育活動を表彰し、会員の研究教育活動の発展を奨励するために、学会賞と優秀教員賞を表彰する。
- 2 学会賞とは、本学会機関誌に掲載された論文等について、とくに優れたと認められた会員を表彰するものである。
 - 1) 論文等は過去3年間のものとする。
 - 2) 優秀論文の選定は機関誌編集委員会が原案を作成し、理事会で決定する。
 - 3) 表彰は、総会にておこなわれる。
- 3 優秀教員賞とは、教育実践に携わる会員のうち優れた実践分析、教材開発等があると認められた会員を表彰し、「日本教育実践学会認証 教育実践優秀教員」の資格を与えるものである。
 - 1) 教育実践に携わる会員とは、学校教育法第1条に記載された学校及び保育園、教育委員会等に所属する者を言う。
 - 2) 本学会研究大会で3回以上の実践研究発表をおこなっていること。
 - 3) その成果が本学会機関誌に原著論文等として1編以上掲載されていること。
 - 4) 理事会は、上記1)、2)、3)に該当する会員より「日本教育実践学会認証 教育実践優秀教員」の申請を受けて、決定する。
 - 5) 認証は、総会にて行われる。

(附則)

- 1 本規程は、2012年11月3日より施行される。
- 2 本規程の変更は、総会の決議による。

役員選挙規程

(理事の選挙)

第1条 理事の選挙は会則第6条、第7条及び第11条の規定によって行われる。

(監事の選挙)

第2条 監事の選挙は会則第6条、第10条及び第11条の規定によって行われる。

(選挙権・被選挙権)

第3条 役員選挙の有権者は、日本教育実践学会会員とする。

- 2 有権者は、選挙権及び被選挙権を有する。ただし、選挙の行われる年度をもって退会する会員は、選挙権のみを有する。

(役員候補者)

第4条 理事会が次期理事候補者と監事候補者を推薦し、役員候補者名簿を作成する。

(選出方法)

第5条 役員候補者を選出するのは、次の方法による。

- 1) 投票は郵送によって行う。
- 2) 投票用紙に記載された理事16名、監事2名の候補者の投票を行う。

(投票実施細則)

第6条 投票にあたっては所定の投票用封筒を入れて密封し、無記名のまま返信用封筒に入れる。返信用封筒には住所・氏名を明記する。

(投票の無効)

第7条 以下の項目に該当する場合は無効とする。

- 1) 投票用紙に不必要な字句を記入したとき。
- 2) その他、選挙管理委員会が明らかな無効と認めた場合。

(総会への報告)

第8条 選挙結果についてはホームページにおいて公表する。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙管理委員会は理事会が委嘱する。

(附則)

- 1 本規程は、2012年11月3日より施行される。
- 2 本規程の変更は、総会の決議による。

機関誌編集委員会規程

第1条 機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）は、本学会の機関誌『教育実践学研究』の編集ならびに発行に関わる業務を行う。

第2条 委員会は、会員より理事会の推薦により選出された委員をもって構成する。

第3条 委員の任期は、3年とし、但し、再任は妨げない。

2 委員の任期は、年度最初の4月1日から3年間とする。

第4条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、理事会より選出される。

3 委員長は委員会を代表し、機関誌の編集・発行にかかわる一切の業務を統括する。

4 委員長は必要に応じて委員会に他の会員の出席を求めることができる。

第5条 委員会は委員長が推薦した8名の委員及び編集幹事をもって構成する。

2 委員会は、機関誌編集の業務に携わる。

第6条 原則として毎年6回、委員会を開き、編集方針その他について協議する。

第7条 編集にかかわる規程は、別にこれを定める。

第8条 編集及び頒布に関する予算及び決算については、理事会及び総会の承認を要するものとする。

第9条 委員会は、その業務を補佐するため、編集委員会事務局を置くことができる。

2 編集委員会事務局に編集幹事を置く。

3 編集幹事は、編集委員長の推薦により、委員会の承認を得て決定される。

（附則）

1 本規程は、2012年11月3日に改正し、2012年11月3日より施行される。

2 本規程の変更は、総会の決議による。

〔備考〕本規定は1997年に制定された。